

加工原料乳生産者補給金制度、50年ぶりの改革

— 畜産経営安定法等の一部改正 —

天野 英二郎

(農林水産委員会調査室)

1. はじめに
2. 本法律案の提出の経緯と概要
 - (1) 本法律案の提出の経緯
 - (2) 本法律案の概要
3. 国会における主な議論
 - (1) 需給調整機能への影響
 - (2) 指定団体の役割
 - (3) 年間販売計画と指導・助言
 - (4) 集送乳調整金
 - (5) 酪農家の所得向上と生産基盤の強化
 - (6) 制度の恒久化
4. 今後に向けた課題

1. はじめに

第193回国会(常会)において、農業競争力強化プログラム関連法案の一つとして、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案」(以下「本法律案」という。)が成立した。本稿では、本法律案の提出の経緯と概要を説明した上で、国会における主な議論を紹介するとともに、今後に向けた課題を示したい。

2. 本法律案の提出の経緯と概要

(1) 本法律案の提出の経緯

ア 規制改革推進会議等による議論

牛乳・乳製品の生産・流通等の問題は、平成 26 年度に起きた「バター不足問題¹」を契機として、規制改革会議における検討テーマの一つとなった。規制改革会議は 28 年 5 月 19 日、「規制改革に関する第 4 次答申」を決定し、この答申を受けて、6 月 2 日に「規制改革実施計画」が閣議決定された。この計画の中で指定生乳生産者団体制度の是非、現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的な改革については、28 年秋までに検討・結論を得ることとなり、この問題は引き続き検討されることになった²。

規制改革会議から衣替えした規制改革推進会議において検討が続けられた結果、平成 28 年 11 月 28 日、「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」が取りまとめられた。同意見においては、加工原料乳生産者補給金制度の改革、乳価交渉の改革、酪農関連産業の構造改革、国家貿易の運営方式の改革、酪農家の働き方改革の方針が示された。規制改革推進会議で安倍総理は、「生乳改革については、指定団体に全量を出荷する酪農家のみを補助する仕組みを 50 年ぶりに改革」し、『農協による共同販売』と、特色ある製品を消費者に届ける『自由な販路』のそれぞれの良さを組み合わせ、酪農家の創意工夫を生かせる仕組みへと改める」旨の決意を示した。

イ 農業競争力強化プログラムの決定

「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」で示された方針は、平成 28 年 11 月 29 日に農林水産業・地域の活力創造本部において決定された「農業競争力強化プログラム」に引き継がれ、同プログラムは「農林水産業・地域の活力創造プラン」（同日改訂農林水産業・地域の活力創造本部）の中に位置付けられた。

ウ 本法律案の国会への提出

安倍総理は、第 193 回国会の施政方針演説において、「牛乳や乳製品の流通を、事実上、農協経由に限定している現行の補給金制度を抜本的に見直し、生産者の自由な経営を可能にする」との方針を示した³。政府は、方針の具体化のため法律案提出に向けた検討を続けた結果、平成 29 年 3 月 3 日、本法律案を閣議決定して国会に提出した（図表 1）。

（２）本法律案の概要

ア 畜産経営の安定に関する法律の一部改正

現在、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和 40 年法律第 112 号。以下「暫定措置法」という。）に基づいて、加工原料乳（乳製品向け生乳）の生産地域（主に北海道）の酪農家に対し、生産者補給金が交付対象数量を設けて交付されている。生産者補給金は、加工原料乳の取引価格（乳価）が飲用向けに比べて安く、生産コストを下回る現状

¹ バター不足問題とは、平成 26 年度にバターの店頭在庫が減少して品薄となり社会問題化した事態。この原因としては、25 年の猛暑の影響や乳牛頭数の減少等により生乳生産量が減少してバターの生産量・在庫が減少したことに加え、バターが品薄との報道によりバター供給に不安を覚えた消費者が小売店で家庭用バターの購入を増やしたこと等が影響したものと考えられている。その後政府は、27 年度に 1 万 2,000 トンのバターを輸入し対処したことなどにより、バター不足問題は徐々に沈静化していった。

² この経緯の詳細については、拙稿「農業分野の規制改革」『立法と調査』381 号（2016.10）43～45 頁参照。

³ 第 193 回国会参議院本会議録第 1 号 4 頁（平 29.1.20）

にあつて、乳製品向け生乳を仕向けやすくするなど生乳の再生産の確保及び需給の安定に重要な役割を果たしてきた。

生産者補給金は、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）から指定生乳生産者団体（以下「指定団体」という。）⁴に交付される生産者補給交付金を基に、指定団体から生乳の販売を委託する生産者に対して交付される。このため、ほとんどの生産者（平成 29 年 4 月で 96%）は指定団体に販売を委託してきた。

しかし、指定団体を通じた委託販売では、全量・無条件委託が原則とされ⁵、生産者にとって、自らの経営方針に基づいた取引を行いにくい側面があった。このため、生産者の一部（平成 29 年 4 月で 3%）は、指定団体を經由せず販売事業者への販売や消費者等への直接販売を行っており、この場合、生産者補給金の交付を受けることはできない。

こうした現状に対し、指定団体に委託販売する生産者にのみ国が財政支援を行う方式を見直し、生乳生産者が出荷先等を自由に選べる環境の下、経営マインドを持って創意工夫しつつ所得を増大させていくことが必要との方針が示された⁶。

（ア）加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付

前段の方針に基づいて本法律案では、生産者補給交付金等の交付対象を拡大し、生乳を計画的に加工に仕向ける全事業者に交付することとした。具体的には、①生乳受託販売・買取販売事業（第 1 号対象事業）、②自ら生産した生乳を乳業者に対して販売する事業（第 2 号対象事業）、③自ら生産した生乳を加工して販売する事業（第 3 号対象事業）を行う事業者が交付を受けられるようになる（第 4 条、図表 2）。

なお、対象事業者には、年間販売計画を農林水産大臣に提出し、農林水産省令で定める基準に適合すると認められる必要がある（第 5 条第 3 項）。

（イ）集送乳調整金の交付

集送乳調整金は、乳業工場から離れて、集送乳経費が高くなる条件不利地域を含めて、事業者が、あまねく集送乳を行うことができるようにするために交付されるものであり、本法律案により創設される制度である。

本法律案では、第 1 号対象事業者の中から、申請に基づき必要な要件を満たした事業者が指定事業者に指定され（第 10 条第 1 項）、生産者補給交付金に加えて集送乳調整金が機構から交付される（第 14 条）。

ここで、指定事業者に指定されるためには、事業地域内で生産される生乳について受託販売に係る委託等の申出を拒まない（農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除く）旨を定款等で定めること（第 10 条第 1 項第 1 号）等の要件が求められる。したがって、事業地域のうち限定的な地域や生産者からのみ集乳しようとする第 1 号対象事業者は、集送乳調整金の交付を受けることができない。

なお、農林水産大臣は、生産者補給交付金等又は集送乳調整金の交付を受けた対象

⁴ 指定団体とは、一又は二以上の都道府県の区域を単位として、都道府県知事又は農林水産大臣の指定を受けた生乳生産者団体であり（暫定措置法第 6 条第 1 項）、現在 10 団体が指定されている。

⁵ 平成 10 年以降、生産者の創意工夫による 6 次産業化の取組（牛乳・乳製品の自家製造、乳業者との直接交渉、特色ある生乳の直接販売）支援等の弾力的運用が一部図られている。

⁶ 農林水産省・地域の活力創造本部「農業競争力強化プログラム」（平 28. 11. 29）

事業者に対し、酪農経営の安定を図る観点から、必要な指導及び助言を行うことができると規定されている（第28条）。

また、現行の指定団体は、暫定措置法に基づく制度から本法律案に基づく指定事業者（指定生乳生産者団体⁷）へと移行することが見込まれている。

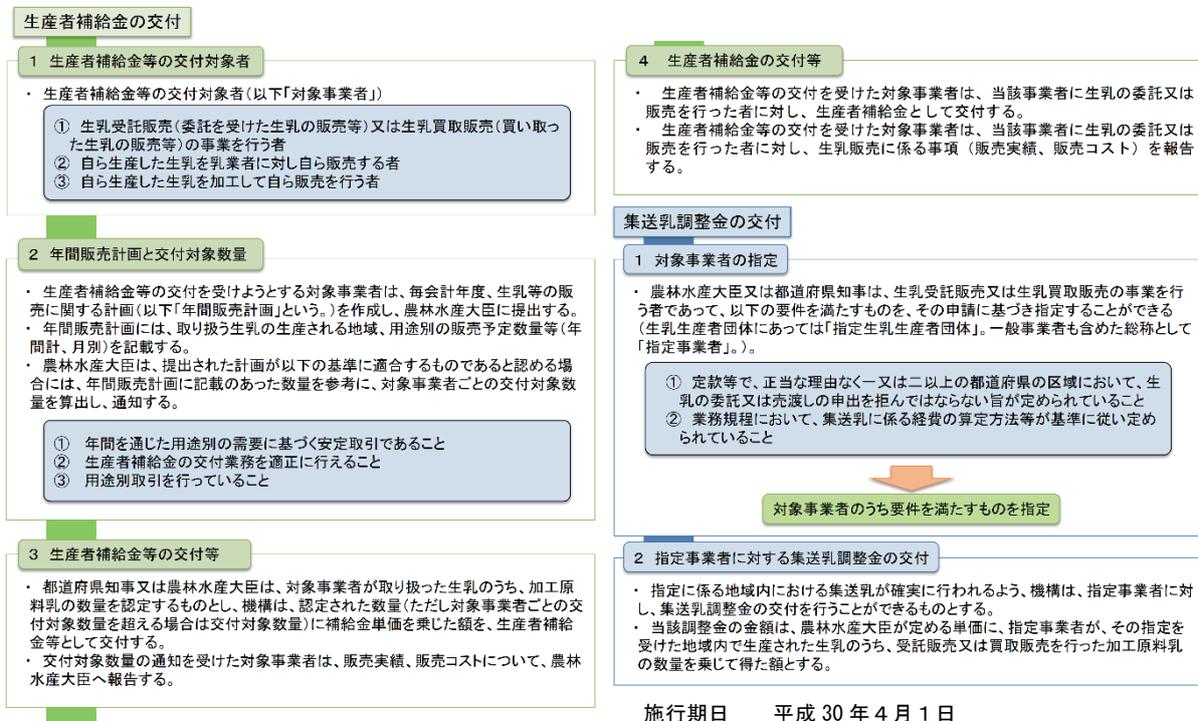
イ 独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正

新設される上記アに関する業務等について、機構の業務に追加する規定が設けられる。

ウ 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の廃止

畜産経営の安定に関する法律の改正により生産者補給交付金等が同法律に規定されることに伴い、従来規定が置かれていた暫定措置法は廃止される。これにより、制度の恒久化が図られることになる。

図表1 本法律案の概要



（出所）農林水産省資料より作成

⁷ 本法律案では、指定事業者のうち生乳生産者団体であるものを「指定生乳生産者団体」と定義している（第12条第1項）。

図表2 対象事業者と生産者補給交付金等・集送乳調整金の交付

	第1号対象事業者		第2号 対象事業者	第3号 対象事業者	第1～3号 対象事業者 以外
	指定事業者				
対象となる 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・生乳受託販売の事業を行う事業者 ・生乳買取販売の事業を行う事業者 (年間販売計画の提出が必要) 		<ul style="list-style-type: none"> ・自ら生産した生乳の乳業者に対する販売の事業を行う事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら生産した生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売の事業を行う事業者 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・申請により認められた事業者 ・域内の生乳の受託販売に係る委託又は買取販売に係る売渡しを拒まない等の要件が必要 ・生乳生産者団体である場合、「指定生乳生産者団体」→現行の指定団体の移行が想定 		<ul style="list-style-type: none"> ・年間販売計画の提出が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間販売計画の提出が必要 	
生産者 補給 交付 金等	生産者補給交付金		生産者補給金	生産者補給金	
集送乳 調整 金	集送乳調整金				

(出所) 筆者作成

3. 国会における主な議論

(1) 需給調整機能への影響

本法律案では、法律の目的において、「畜産物の需給の安定等を通じた畜産経営の安定」を図ると規定しており（第1条）、生乳の需給調整に向けた決意が強く打ち出されている。それは、部分委託の制限の撤廃や生産者補給交付金等の交付対象の拡大等に伴い、生乳の供給が不安定化して価格の乱高下を招かないようにするためと考えられる。

現在、指定団体による計画生産の仕組み⁸が構築され需給調整の機能を果たしており⁹、計画生産が機能するには、引き続き生産者から需給調整に十分な量の生乳販売が委託されることが重要になっている。

こうした中、部分委託の制限がなくなると、飲用牛乳の需要期には乳価の高い飲用牛乳向けに取引し、飲用牛乳の不需要期には加工向けに取引して生産者補給金を受け取りたいという生産者が増える可能性がある。このような制度の場当たりの利用は、従来通り全量委託を行う生産者との間で不公平を生じるとともに、指定団体による計画生産を弱め生乳需給の不安定要因となるおそれがある。

そこで、部分委託を認めることによる生乳需給への影響及び本法律案による年間販売計画制度の機能が問われた。これに対して政府は、場当たりの利用を認めない観点から、指定事業者が生乳取引を拒むことができる正当な理由を省令で定めることとし、また、生産者に年間販売計画の提出を求め、需給調整が年間販売計画の下で実効性を担保できるよ

⁸ 一般社団法人中央酪農会議（指定団体と酪農関係全国機関により構成された酪農指導団体）の下、指定団体が需要に見合った生産量を決定し、生産者が生産するという自主的な仕組み。

⁹ 小針美和「指定生乳生産者団体制度のあり方をめぐる論点整理」『農林金融』（2016.12）13頁

うにしたい旨答弁している¹⁰。

一方、衆参農林水産委員会において参考人質疑が行われたが、日々の需給調整まで国が実施できるのか疑問である旨の意見を述べた参考人もいる¹¹。

(2) 指定団体の役割

現行の指定団体は、生乳の一元集荷・多元販売（一括的な集送乳・複数乳業者への用途別販売）を担うことにより、①生乳の輸送コストの削減、②条件不利地域の集乳、③乳価交渉力の確保、④飲用向けと乳製品向けの調整等の役割を果たしてきた。

一方、指定団体に対しては、全量委託・一括集乳・共同販売等を基本とする流通構造の下では、生産者による品質向上・ブランド化へのインセンティブ等がわきにくく、多様な消費者ニーズに応えきれていないとの指摘があった¹²。

この点について山本農林水産大臣（当時）は、一元集荷多元販売が価格交渉力を上げてきたことを評価しつつ、多様な消費者ニーズに対応した生産システムが強い農業の環境整備になるとの見解を示している¹³。

また、指定団体を通じた生乳の委託販売を取りやめ、飲用乳や特色ある乳製品を自由に販売する生産者が増加した場合、指定団体の乳価交渉力が弱体化し、指定団体の委託販売に影響が及ぶおそれがある。これに対し政府は、指定団体を含む対象事業者は販売事業の一環として乳価交渉力の強化を行うべきものであり、新制度においても、生産者補給交付金及び集送乳調整金の交付を受けてその機能を発揮していくと考える旨を答弁している¹⁴。

(3) 年間販売計画と指導・助言

年間販売計画に求められる農林水産省令で定める基準について、政府が想定している内容が問われたのに対し、政府は、年間販売計画について、乳業者との契約の裏付けが確認できること、年間を通じた用途別の需要に基づく安定取引と認められること、生産者補給金の交付業務を適正に行えること、用途別取引¹⁵を行っていること等を挙げている¹⁶。

また、年間販売計画の販売予定数量と実績が著しく乖離した場合の対応について政府は、天候や災害等やむを得ない事情がない場合、交付対象数量の削減等を検討するとし、その乖離の幅として、他の補助事業における事業計画変更の条件に多い「30%以上」を参考にしつつ、国会での審議も踏まえ、関係者の意見を聞きながら検討したい旨答弁している¹⁷。

一方、不安定に変動する飲用向け需要を乳製品向けで帳尻合わせする仕組み上、年間販

¹⁰ 第193回国会参議院農林水産委員会会議録第18号9頁（平29.6.6）

¹¹ 小林信一参考人の発言（第193回国会衆議院農林水産委員会会議録第14号3頁（平29.5.23））

¹² 規制改革会議「より活力ある酪農業・関連産業の実現に向けて～生乳流通等の見直しに関する意見～」（平28.4.8）

¹³ 第193回国会参議院農林水産委員会会議録第18号11頁（平29.6.6）

¹⁴ 第193回国会参議院農林水産委員会会議録第18号12頁（平29.6.6）

¹⁵ 指定団体と乳業メーカーは、飲用牛乳等向け、生クリーム等向け、加工原料乳向け、チーズ向けなど、それぞれの用途別に数量、価格及び成分（乳脂肪分及び無脂乳固形分）に関して契約を締結している。これを用途別取引という。

¹⁶ 第193回国会衆議院農林水産委員会会議録第13号2～3頁（平29.5.18）

¹⁷ 第193回国会衆議院農林水産委員会会議録第13号2～3頁（平29.5.18）

売計画はフレキシブルに変更する必要があり、指定団体以外には対応できないとの懸念を示す参考人もいた¹⁸。また、年間販売計画及び実績については、月ごとではなく上・中・下旬ごとに確認すべきではないかとの旨の提案も行われた¹⁹。

農林水産大臣は対象事業者に対し、酪農経営の安定を図る観点から、必要な指導及び助言を行うことができる旨が定められている（第 28 条）。この指導・助言の実効性について、政府は、あくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるとの見解を示している²⁰。

（４）集送乳調整金

あまねく生産者の生乳が確実に集乳されるようにするため、集送乳調整金の単価設定の考え方が問われたのに対し、集送乳調整金の単価は、農林水産大臣が、指定事業者が集送乳に通常要する経費の額から効率的に集送乳が行われる場合の経費の額を控除して得た額を基礎として定める（第 15 条第 2 項）となっており、畜産物価格²¹の決定に合わせて検討することになると答弁している²²。

機構から交付される生産者補給交付金（第 1 号対象事業者）及び集送乳調整金（指定事業者）は、暫定措置法による生産者補給交付金と同様に、最終的に生産者に交付され、生産者の収入の一部となる仕組みである。現在、生産者補給金及び集送乳調整金の単価について検討が行われているが、現行の生産者補給金の単価の算定については、初年度及び単価見直しの場合を除き、前年度の単価に生産コスト変動率を乗じる方式となっている。しかし、経営の安定を図る（第 1 条）という観点からは、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）や養豚経営安定対策事業（豚マルキン）²³と同様に粗収益と生産費の差額に応じて補填する「酪農版のマルキン」が必要²⁴との提案も示されている。

集送乳調整金を手厚くすることにより、指定団体の加入者を維持する効果が得られるとの見解を示しつつ、集送乳調整金の交付を受ける指定事業者の範囲を問う質問に対し、政府は、指定事業者に指定される要件を満たす限り、現行の指定団体（暫定措置法第 12 条第 1 項）以外の新たな事業者も指定を受けることは可能であるとの答弁を行っている²⁵。また、平成 29 年 6 月 9 日に閣議決定された「規制改革実施計画」においても、「集送乳経費を助成する仕組みの運用に当たっては、新たな事業者の参画を可能とする」ことが明記され、要件を満たす限り新たな事業者を制度上排除するものではないことが明らかになって

¹⁸ 小林信一参考人の発言（第 193 回国会衆議院農林水産委員会議録第 14 号 4 頁（平 29. 5. 23））、清水池義治参考人の発言（同）

¹⁹ 土屋俊亮参考人の発言（第 193 回国会参議院農林水産委員会議録第 18 号 17 頁（平 29. 6. 6））。なお、政府からは、事業者や乳業工場の負担等を考えると困難である旨の答弁があった（第 193 回国会参議院農林水産委員会議録第 19 号 7 頁（平 29. 6. 8））。

²⁰ 第 193 回国会衆議院農林水産委員会議録第 13 号 3 頁（平 29. 5. 18）

²¹ 畜産物価格とは、加工原料乳生産者補給金、指定食肉（牛肉・豚肉）の安定価格及び肉用子牛生産者補給金の総称。

²² 第 193 回国会参議院農林水産委員会議録第 19 号 4 頁（平 29. 6. 8）

²³ 牛マルキン・豚マルキンとは、肉用牛・肉豚の標準的な販売価格が標準的な生産費（家族労働費＋物財費等）を下回った場合に、機構がその差額の一部を補填するための交付金を交付する事業。

²⁴ 清水池義治参考人の発言（第 193 回国会衆議院農林水産委員会議録第 14 号 5 頁（平 29. 5. 23））

²⁵ 第 193 回国会参議院農林水産委員会議録第 19 号 3 頁（平 29. 6. 8）

いる。

(5) 酪農家の所得向上と生産基盤の強化

農業競争力強化プログラムでは生産者の所得増大の必要性が示されたが、本法律案に基づく生乳流通改革により、生産者の所得向上がいかんにして可能になるのかが問われた。

これに対して山本農林水産大臣は、①生産者にとっては、仕向け先の選択肢が広がり、自ら生産した生乳をブランド化し加工販売する取組など創意工夫による所得向上の機会が創出しやすくなること、②指定団体にとっては、流通コストの削減や乳価交渉の努力等の促進が図られること、③これまで生産者補給金をもらえなかった生産者にとっては、飲用向け販売一辺倒から乳製品向け販売への誘導により、不需要期の飲用牛乳の廉価販売に歯止めが掛かること、④乳業メーカーにとっては、年間販売計画で乳製品仕向けの経営戦略が明らかになるため、消費ニーズの高い用途や高付加価値製品の製造が促進されて利益となり、それに基づく乳価形成に寄与することなどを挙げている²⁶。

一方、参考人からは、本法律案が指定団体の一元集荷多元販売体制の崩壊を招き、その結果、需給調整に混乱を生じ乳価の乱高下を招く可能性や²⁷、指定団体を通さず乳価の高い飲用として販売する生産者が増えれば、指定団体の生乳はその分乳価の低い加工用に仕向けられるため、生産者全体では所得向上にならない旨²⁸の見解が述べられた。

近年、生乳生産量はおおむね減少傾向にあり、その原因の一つとして生産基盤の弱体化の問題がある。本法律案による生乳流通改革よりも、むしろ生産基盤の強化こそが大事ではないかとの指摘に対し、山本農林水産大臣は、生産基盤の強化のため、生産者の所得向上が可能となる環境整備を行うこととし、畜産クラスター事業²⁹、酪農ヘルパー³⁰、TMRセンター³¹及び乳用後継牛の確保を進めていく旨を答弁している³²。

(6) 制度の恒久化

本法律案により、暫定措置法は廃止され、加工原料乳の生産者補給交付金等の制度は恒久化されることとなった。そこで、暫定措置法に対する評価及び制度の恒久化を含む改正が行われた理由が問われた。

これに対して政府は以下の旨を答弁している³³。すなわち、指定団体が設立された昭和41年当時、小規模な生産者団体が多く、乳価交渉力は弱かったが、飲用向けの消費が大幅に増加する想定の下、暫定措置法に基づく指定団体制度の運用により酪農は着実な発展を

²⁶ 第193回国会参議院農林水産委員会会議録第19号3頁(平29.6.8)

²⁷ 小林信一参考人の発言(第193回国会参議院農林水産委員会会議録第18号19頁(平29.6.6))

²⁸ 石沢元勝参考人の発言(第193回国会参議院農林水産委員会会議録第18号21頁(平29.6.6))

²⁹ 畜産クラスターとは、畜産農家と地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現する体制。畜産クラスター事業とは、畜産クラスターを活用し、機械導入や設備整備等を支援する事業。

³⁰ 酪農ヘルパーとは、酪農家が休みを取る場合に、酪農家の代わりに搾乳や飼料給与等の作業を行う者。

³¹ TMR (Total Mixed Ration) センターとは、濃厚飼料や粗飼料等を適切に混合し、栄養価の高い飼料を提供する施設。

³² 第193回国会参議院農林水産委員会会議録第19号6頁(平29.6.8)

³³ 第193回国会衆議院農林水産委員会会議録第15号3～4頁(平29.5.25)

遂げた。近年、飲用牛乳の需要が減少する一方、生クリームやチーズなどの乳製品の消費の増加が見込まれている。酪農経営を発展させるためには、特色ある牛乳や乳製品の生産による付加価値の向上など、酪農家の創意工夫を生かせる環境整備が重要である。そのため、本法律案では、生産者補給交付金等の交付対象を拡大することや、暫定措置法に基づく措置を恒久措置として位置付け直すこととした。

4. 今後に向けた課題

本法律案は、暫定措置として位置付けられてきた加工原料乳の生産者補給金制度を恒久化するとともに、生産者補給交付金等の交付対象を拡大して指定団体を通じた販売と他の販売との間のイコールフットィングを図るなど、大きな制度改正を伴うものである。

しかし、具体的な制度設計を行う上で焦点となる事項、すなわち、年間販売計画の基準、生産者補給金及び集送乳調整金の単価、指定事業者の指定の要件、場当たりの販売を防ぐための部分委託の基準等については政省令にゆだねられており、検討が行われているところである。

衆参農林水産委員会においては、年間販売計画について「飲用向けと乳製品向けへの調整の実効性が担保されるものとする」と、生産者補給金について「生乳の再生産が確保されるよう、その単価を適切に設定すること」、集送乳調整金について「あまねく集乳し、かつ、正当な理由なく集乳を拒まない事業者にのみ交付する仕組みとし、……単価を適切に設定すること」、部分委託について「場当たりの利用を確実に排除し、年間を通じた用途別の需要に応じた安定的な取引が確保され、生産者間の不公平が生じないように、厳格な基準を設定し、その適切な運用を図ること」等が附帯決議に盛り込まれたところである³⁴。

平成 30 年度から制度がスムーズに実施されるよう、附帯決議の趣旨を踏まえつつ、政省令の内容の精査を行うとともに、実施後における不断の点検が求められるだろう。

平成 29 年 7 月 6 日、日 E U 経済連携協定 (E P A) 交渉が大枠合意に至った。E U は酪農大国を多く抱え、日本の牛乳・乳製品の輸入 (生乳換算) のうち、E U からの輸入は全体の 27% (2016 年度) にも達しているため、日 E U 経済連携協定が締結された後、日本の酪農に影響が及ぶ可能性もある。そこで「酪農版のマルキン」等の新たな経営安定対策を求める声が出てくることも考えられるだろう。

(あまの えいじろう)

³⁴ 第 193 回国会衆議院農林水産委員会議録第 15 号 25 頁 (平 29. 5. 25) 及び第 193 回国会参議院農林水産委員会議録第 19 号 25~26 頁 (平 29. 6. 8)